

事業計画（茨城県北茨城市）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	11地区海岸
被災した地区海岸数	5地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	4地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	5地区海岸

② 堤防高

被災前の現況高で復旧。

茨城沿岸：T.P+5.0m～6.5m（対象：高潮）

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事については、平成23年10月より順次、工事着工しており、計画的に復旧を進め平成26年3月の工事完了を目指す。

④ 平成23年度における成果

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

- ・全ての被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の詳細計画を策定^{※1}した。
- ・全ての被災した地区海岸において、本復旧工事に着工^{※2}した。

※1 詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。

※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤ 平成24年度の成果目標

- ・全ての被災した地区海岸において、計画的に復旧を進める。

⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

市町村	地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定						H23予算での 実施内容	H24年度の 実施内容等	その他の場合に詳 細を記載	
				被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	左記の 実施状況	工事 着工	左記の 実施状況	工事 完了				左記の 実施状況
北茨城市	平潟漁港	713	護岸、離岸堤、突堤	6.50	6.50	—	H23.12	H23.12	策定済み	H24.3	着工済み	H26.3	完了予定	本工事	本工事	
北茨城市	神岡上	2,300	堤防	6.30	6.30	完了	H23.5	H23.9	策定済み	H23.10	着工済み	H24.3	完了済み	本工事		
北茨城市	磯原	1,700	護岸、離岸堤	6.00	6.00	完了	H23.5	H23.9	策定済み	H23.10	着工済み	H24.6	完了予定	本工事	本工事	
北茨城市	下桜井	1,710	護岸、離岸堤	6.00	6.00	完了	H23.5	H23.9	策定済み	H23.10	着工済み	H24.6	完了予定	本工事	本工事	
北茨城市	粟野	70	護岸	5.00	5.00	完了	H23.5	H23.9	策定済み	H23.10	着工済み	H24.6	完了予定	本工事	本工事	

2. 河川対策

【県・市町村管理区間】

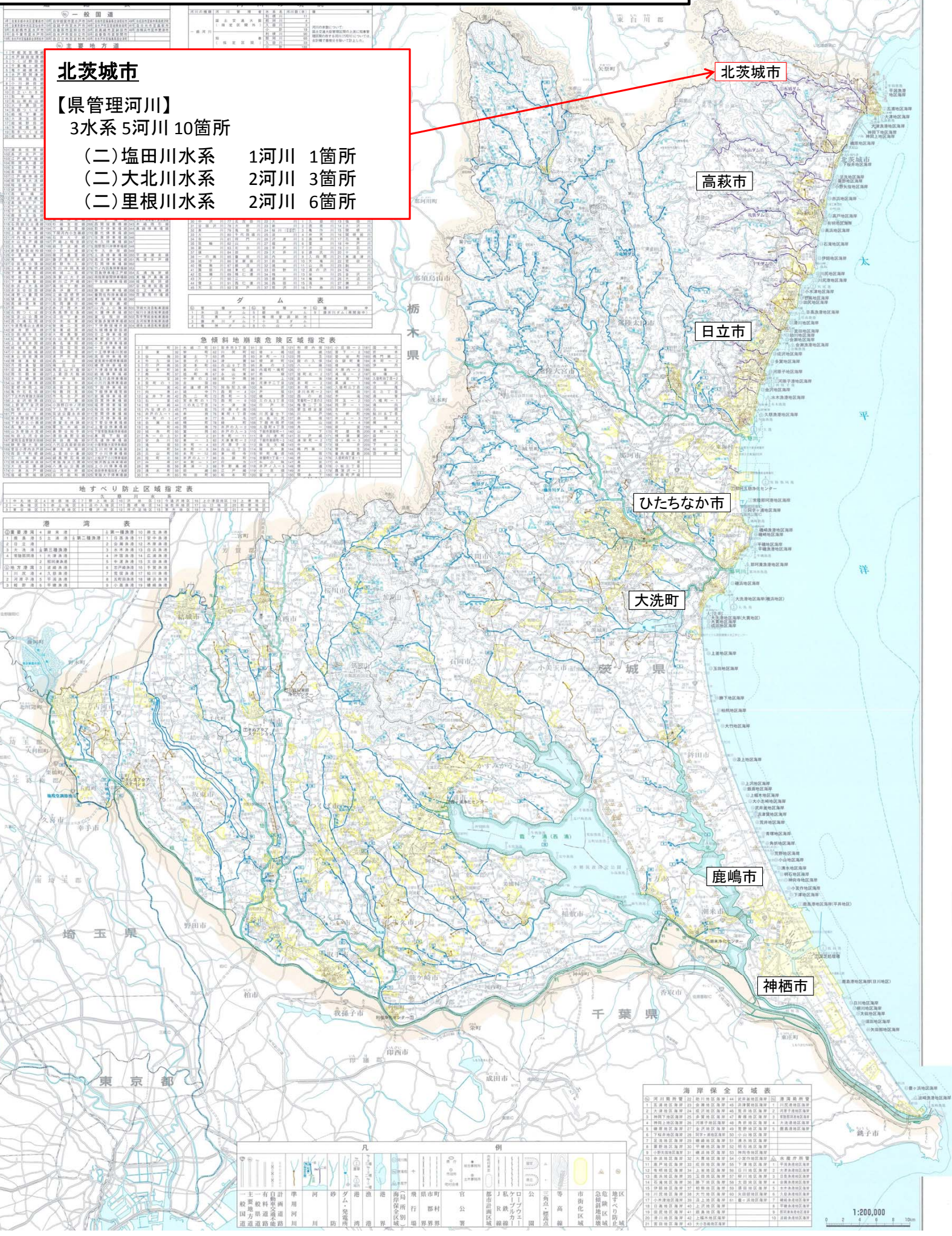
- ① 2級水系里根川水系など^{※1}の県・市管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、14箇所^{※2}で災害復旧事業を実施。
本復旧については、平成23年度内に、設計・地元調整等の施工準備が整った全14箇所^{※2}で着手済みであり、うち3箇所^{※2}で完了。
- ② 平成24年出水期（6月頃～）までに、11箇所（累計全14箇所）の本復旧を完了予定。
- ③ 震災前に比べ堤防等が脆弱であること等から、平成23年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。堤防等の本復旧が完了したところから順次、基準水位の見直しを検討中。
- ④ 平成23年度における成果
 - ・ 全箇所（14箇所）で災害査定を完了
 - ・ 全箇所（14箇所）箇所^{※2}で本復旧に着手
 - ・ 3箇所^{※2}で本復旧を完了
- ⑤ 平成24年度の成果目標
 - ・ 本復旧の完了予定は、以下の通り
出水期（6月頃～）まで：11箇所（累計全14箇所）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画 参考図面 河川 北茨城市

図面：茨城県提供



北茨城市
【県管理河川】
 3水系 5河川 10箇所
 (二)塩田川水系 1河川 1箇所
 (二)大北川水系 2河川 3箇所
 (二)里根川水系 2河川 6箇所

ダム表

河川	河川番号	河川名称	河川延長	危険区域延長	危険区域面積	危険区域人口	危険区域家数	危険区域資産総額
塩田川	1	塩田川	1.2	0.5	100	100	100	100
大北川	2	大北川	2.5	1.0	200	200	200	200
里根川	3	里根川	3.0	1.5	300	300	300	300

地すべり防止区域指定表

河川	河川番号	河川名称	河川延長	防止区域延長	防止区域面積	防止区域人口	防止区域家数	防止区域資産総額
塩田川	1	塩田川	1.2	0.5	100	100	100	100
大北川	2	大北川	2.5	1.0	200	200	200	200
里根川	3	里根川	3.0	1.5	300	300	300	300

港湾表

港湾番号	港湾名称	港湾延長	港湾面積	港湾人口	港湾家数	港湾資産総額
1	塩田川	1.2	100	100	100	100
2	大北川	2.5	200	200	200	200
3	里根川	3.0	300	300	300	300

区域番号	区域名称	区域延長	区域面積	区域人口	区域家数	区域資産総額
1	塩田川	1.2	100	100	100	100
2	大北川	2.5	200	200	200	200
3	里根川	3.0	300	300	300	300

凡	例
一般国道	主要幹線道路
主要地方道	主要幹線道路
河川	河川
ダム	ダム
港湾	港湾
海岸保全区域	海岸保全区域
市界	市界
町界	町界
村界	村界
官公署	官公署
郡界	郡界
市界	市界
町界	町界
村界	村界
国界	国界
県界	県界
市界	市界
町界	町界
村界	村界
国界	国界
県界	県界
市界	市界
町界	町界
村界	村界

1:200,000

3. 海岸防災林の再生

- ① 箇所名： 関南町神岡上
- ② 海岸防災林の防潮工 409mが被災。林帯 0.5haが被災。
- ③ 防潮工の本復旧については、着手しているところ。
- ④ 防潮工の本復旧は概ね2年での完了を目指す。樹木の植栽は、津波の塩害による枯れ状況を確認しながら実施することとしており、概ね3年で完了させることとし、全体の復旧を概ね5年で行うことを目指す。

(保全対象：国道6号、JR常磐線、県道、北茨木市浄化センター、神岡上集落、農地)

4. 漁港

① 被害状況

漁港数：2 漁港

被災漁港数：2 漁港

② スケジュール

北茨城市内の各被災2 漁港において、平成23年度末時点で、潮位に関わらず、岸壁の使用が可能となっている。

今後、漁港間での機能集約と役割分担の取組みを図りつつ、地域一体として必要な機能を早期に確保すべく、平成27年度中に漁港施設の復旧の完了を目指す。

5. 復興まちづくり

(1) 学校施設等

① 幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校等

<北茨城市立学校等>

東日本大震災により被災した市立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した7校と学校共同施設である給食センター1施設については、比較的軽微な被害に留まっていたため平成23年度中にすべて復旧工事を完成している。

平成24年以降の事業計画については未策定ではあるが、余震等で施設に被害があった施設について軽微な補修を見込んでいる。

<県立学校>

北茨城市に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した1校について、平成23年度内の事業着手、平成24年度内の復旧完了を目指す。

(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請している幼稚園3園については、比較的軽微な被害に留まっており、平成23年度内に事業着手し、平成23年度内に復旧完了した。

② 大学等

(i) 国立大学等

東日本大震災により被災した1法人の団地のうち、国立大学法人等施設の災害復旧に係る補助に申請済みの1団地については、比較的軽微な被害に留まる施設及び甚大な被害を受けた施設があり、平成23年度に事業着手し、平成24年度内の復旧完了を目標とする。

③ 公立社会教育施設

<北茨城市立社会教育施設>

東日本大震災により被災した市立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した8施設については、6施設については比較的軽微な被害に留まっているため、平成23年度内の事業着手、復旧完了している。残り2施設については、平成23年度中に発注し、24年度中の完了を目指す。平成24年中以降の事業計画については未策定ではあるが、余震等で施設に被害があった施設について軽微な補修を見込んでいる。

6. 土砂災害対策

- ① 平成23年8月末までに、市内約190箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施。
- ② 最大震度6弱を観測した北茨城市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

7. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震及び大規模な津波等により膨大な量(約 120 千トン)の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 6 月末までに仮置場へ搬入しており、現在は、処分場へ搬入して処分を開始している。
今後発生する災害廃棄物については、(仮置場を閉鎖しているため) 随時、処分場へ搬入する。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の移動及びその処分については、平成 25 年 3 月までを目途とする。
- ④ また、中間処理・最終処分については、原則として平成 25 年 3 月までに処分をするが、瓦等など、今後も災害由来の廃棄物が発生することが想定されることから、最終的に平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。

工程表(茨城県北茨城市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
1. 海岸対策																	
2. 河川対策 (県・市町村管理区間)																	
3. 海岸防災林 (関南町)																	
4. 漁港・漁場・養殖施設・大型定置網 (1) 漁港																	
5. 復興まちづくり (4) 学校施設等	<p>幼稚園・小中高等学校等</p> <p><市立学校></p> <p>比較的軽微な被害に留まる学校の復旧</p> <p><県立学校></p> <p>比較的軽微な被害に留まる学校の復旧</p>																

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
<私立学校>																	
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧																
天学等																	
<国立大学等>																	
比較的軽微な被害に留まる施設の復旧			校舎等の復旧														
甚大な被害を受けた施設の復旧			六角堂の復旧														
公立社会教育施設(公立社会体育施設・公立文化施設を含む)																	
<市立社会教育施設>																	
比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧			施設の本格復旧														
6. 土砂災害対策																	
	土砂災害危険箇所の点検等																
	(※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用																
7. 災害廃棄物の処理																	
	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)																
	(その他の災害廃棄物)																
	(中間処理・最終処分)																
	(木くず、コンクリートくずの再生利用)																